

令和4年5月25日開会

令和4年5月25日閉会

第761回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第761回湯川村農業委員会会議録

第761回湯川村農業委員会定例総会を令和4年5月25日湯川村役場会議室に召集した。

1. 出席農業委員（8人）・出席推進委員（6人）

1番	鈴木光雄	2番	小沼幸子
3番	齋藤真助	4番	星正大
5番	鴻巣重人	6番	佐藤敬一
7番	兼子房男	8番	津村榮喜
9番	渡部正美	11番	佐藤孝志
12番	山口栄子	13番	武藤喜久子
14番	中島和裕	15番	大場忠重

2. 欠席農業委員（0人）・欠席推進委員（1人）

10番 兼子力

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 坂内真隆 石田弘恵

4. 本日の会議の案件

- 議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

5. 会議の概要

（午前9時開会）

議長 皆さん、おはようございます。管内の田植えもほぼ終了しております。天気も続いており、雨は少なかったようですが2日前の雨がかなり農作物には良い結果をもたらしたのではないかと思います。国では、国会の中でかなり農業委員会の関係法案が通っております。今回農地集積の新法が成立しており、地域の農地利用の将来像を描く人・農地プランの地域計画が法定化されました。地域計画は、概ね10年後の姿として目標地図を盛り込んだわけです。また従来は、農地の受け手は、認定農業者等の大規模農家だけであったわけですが、今回より中小規模、半農半Xも認められたわけです。湯川村におきましても今年度から中小農家を対象にした機械購入補助を新設いたしました。中小農家を対象としたことが的にあると思います。そのために農地の権利の取得、

下限面積の廃止も理解できるわけであります。農業経営基盤強化法を農地バンク法に、移行していくことは、地域の理解がなかなか得られないとの意見もあるようです。先だっても会長、事務局長の会議があったわけですが、農地バンクとなれば、県知事の許可になりますのでなかなか大変だ。農地の利用については、市町村が実施する方がきめ細やかな対応が出来るのではないかと言われております。

議長 本日の出席状況でございますが、農業委員から欠席の報告は受けておりません。農地利用最適化推進委員については、10番委員から欠席の報告を受けております。農業委員8名中、8名が出席しておりますので本日の会議は成立しております。只今より第761回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第1、会期の決定についてをお諮りいたします。

3番委員 会期は本日一日限りとしたいと思っております。

議長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日一日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定についてお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということですので、私の方から指名をさせていただきます。本日の会議録署名人に8番委員と2番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第11号を朗読。続けて3ページを別紙により説明。

整理番号1番について説明いたします。譲渡人は■■■■集落の■■■■さんです。譲受人は、同じく■■■■集落の■■■■さんです。申請地は大字■■■■字■■■■■■■■地目は畑、面積は9.29㎡の1筆です。

申請地の、場所につきましては4ページに案内図、5ページには公図を添付しています。赤色の枠の部分でございます。

転用の事由であります。譲受人は、■■■■農業も営んでいるため、自宅には自家用車やトラクターを含め農業用の機械を保有しているが、自宅敷地の東側村道からの入口の幅員が狭いため、特に農業用大型機械であるトラクター等の宅内進入・退出に困難を来している。また冬場においては、自家用車の進入や退出にも困難な場合もあり、進入路を拡幅するため現進入口の北側に接する農地を転用して利用したいとのことです。6ページの土地利用計画図を

ご覧いただきたいと思います。■■■■が、譲受人の宅地部分です。■■■■、■■■■が譲渡人の畑であります、今回■■■■赤色の部分が進入路の拡幅部分です。幅 80 c m 長さが 11.5m であります。

この農地につきましては、農振農用地外の農地であります。工事内容としましては、現状のブロックを撤去し盛土部分を掘削、除去し土留めをしてアスファルト舗装を行うものです。次に、農地法の許可基準に照らして説明いたします。立地基準の農地区分については、宅地化の状況が 3 種農地の市街地内農地の程度であり区域内の農地の面積が 10 ヘクタール未満であるため、2 種農地に該当しております。また、面積につきましても 9.29 m²と必要最小限であるため合致しています。

続いて農地法の許可基準の一般基準についてでございますが、農地転用行為の妨げになるような、農地の使用賃貸借や抵当権につきましては、ございませんでした。次に資金についてでございますが、自己資金でまかなうとのことで、残高証明を添付して頂き確認をいたしております。転用による周辺農地への影響についてですが、申請地の東側は村道に隣接、南側及び西側は、譲受人の宅地であり、北側にのみ畑がありますが、土砂が流失しないように、境界にブロックを設置し現状回復するため付近に及ぼす影響はないと考えます。また北側農地は、譲渡人の農地であり同意を得ており特に問題ない。

申請地は、進入路の拡幅であるため、取水・排水計画はなく、雨水につきましては、譲受人の宅地内で地下浸透でございますので、農業用排水施設に支障を及ぼす恐れはないと考えます。また現地調査を実施し特に影響はないとの事です。以上の事から転用計画の実現性が認められると思われれます。説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して現地調査実施委員からの報告をお願いします。12 番委員をお願いします。

15 番委員 別紙農地法第 5 条第 1 項の許可申請に伴う調査報告書、1 から 7 までを朗読して報告した。(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、推進委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

2 番委員 現地調査の写真を見ますと消火栓がありますが、消火栓に影響はありませんか。
事 務 局 担当部局の総務課と協議しており、消火栓に影響がない範囲の拡幅の幅となっております問題ありません。

議 長 他にございませんか。
(ありません、の声)

議 長 質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

15 番委員 議案第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について意見を述

べます。申請する各事項は事実に相違なく、農地転用許可基準に合致している
ので承認したいと思います。

議 長 これより、議案第 11 号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 11 号農地法第 5 条第 1 項の規定による
許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を原案の
とおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。
よって本案は原案のとおり承認いたしました。

議 長 日程第 4、議案第 12 号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 それでは、7 ページをお開きください。議案第 12 号、農用地利用集積計画の
決定について(利用権設定)を議案書 7 ページにより朗読。8 ページの案件、
1 件について説明。最後に農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を
満たしていると考えの旨を述べた。

議 長 議案第 12 号につきましては、5 番委員が借受人となっている事案であります
ので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、委員
は退席をお願いします。

議 長 これより議案第 12 号に対しまして担当委員から補足説明があればお願いい
たします。

議 長 これより議案第 12 号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ないですか。よろしいでしょうか。質疑がなければ質疑を打ち切りたいと思
います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより意見を徴します。

11 番委員 議案第 12 号農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも
事実に相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているの
で、原案のとおり決定したいと思います。

議 長 これより議案第 12 号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第 12 号農用地利用集積計画の決定につ
いて(利用権設定)を採決いたします。

議 長 議案第 12 号農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)を原案のと
おり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よ
って本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 5 番委員の入室を許可します。

議 長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第 761 回湯川村農業委員会定例

総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第11号 原案のとおり承認

議案第12号 原案のとおり決定

議長 全議事の終了を告げ、令和4年5月25日午前9時24分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和4年6月22日

湯川村農業委員会

会 長

8 番 委 員

2 番 委 員